

嘉手納基地所属の米空軍兵による銃所持脱走事件に対する意見書

平成30年12月6日午後5時45分頃、拳銃と実弾を所持したまま基地外に脱走し行方不明になっていた嘉手納基地所属の米空軍兵が、読谷村内で身柄を拘束される事件が発生した。

小学校、公民館、公園及び観光施設等がある民間住宅地でこのような事件が起きたことは、多数の米軍人が居住する本町にとっても決して対岸の火事ではなく、町民に与えた衝撃は計り知れず強い憤りを禁じ得ない。

また平成26年には、米海兵隊員が軍の装備品であるライフル銃を武器庫から入手し、民間地を移動して北谷町キャンプ桑江の自宅に引きこもる事件も発生している。安易に基地外へ銃器を持ち出せる実態は重大な問題であり、米軍においては早急に厳格な武器管理体制の確立を強く求めるものである。

本町議会は、これまでも米軍に関連する事件・事故が発生するたびに関係機関に対し正確かつ迅速な情報提供を求めてきたが、沖縄防衛局を介して本町に情報提供があったのは身柄拘束の翌日7日夕方であった。さらに事件発生から10日余が経過した現時点においても米軍から詳細な情報は提供されておらず、不信感は募るばかりである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 今回の事件の経緯を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 米軍においては厳格な武器管理体制を確立すること。
- 3 通報体制を遵守し、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

嘉手納基地所属の米空軍兵による銃所持脱走事件に対する抗議決議

平成30年12月6日午後5時45分頃、拳銃と実弾を所持したまま基地外に脱走し行方不明になっていた嘉手納基地所属の米空軍兵が、読谷村内で身柄を拘束される事件が発生した。

小学校、公民館、公園及び観光施設等がある民間住宅地でこのような事件が起きたことは、多数の米軍人が居住する本町にとっても決して対岸の火事ではなく、町民に与えた衝撃は計り知れず強い憤りを禁じ得ない。

また平成26年には、米海兵隊員が軍の装備品であるライフル銃を武器庫から入手し、民間地を移動して北谷町キャンプ桑江の自宅に引きこもる事件も発生している。安易に基地外へ銃器を持ち出せる実態は重大な問題であり、米軍においては早急に厳格な武器管理体制の確立を強く求めるものである。

本町議会は、これまでも米軍に関連する事件・事故が発生するたびに関係機関に対し正確かつ迅速な情報提供を求めてきたが、沖縄防衛局を介して本町に情報提供があったのは身柄拘束の翌日7日夕方であった。さらに事件発生から10日余が経過した現時点においても米軍から詳細な情報は提供されておらず、不信感は募るばかりである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 今回の事件の経緯を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 米軍においては厳格な武器管理体制を確立すること。
- 3 通報体制を遵守し、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

以上、決議する。

平成30年12月18日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長